令和5年 第8回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和5年8月25日(金) 午後1時22分~午後3時16分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (16人)

出席者 山田 茂 1番 宇佐美幸雄 2番 3番 竹内 佳重 4番 宮口 太郎 5番 欠番 6番 井上 豊 芝﨑 篤子 7番 8番 真砂 幸光 9番 神宮 俊夫 10番 戸塚 勉 11番 橋本 一男 12番 武井 洋一 中山 範雄 13番 田中 正明 14番 15番 金井 亮

16番 伏田 再子 17番 丸山 征二

- 4 欠席委員 (なし)
- 5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 恭義 庶務兼農業振興係長 新井 雅彦

農地係長 新部 俊之 農地係 真下 貴光

農業振興係 大河原健斗

会議の概要

議 長 ただいまから令和5年第8回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しま した。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員です が、議長から指名することに異議ありませんか。 委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番山田茂委員・15番金井亮委員の両君を指名します。 なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年7月25日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、農地法第5条関係11件につきましては、令和5年8月16日付で許可書を送付しました。

令和5年度「農業・農村男女共同参画研修会」が7月28日に前橋市のぐんま 男女共同参画センターで開催され、萩原委員と芝崎委員が出席されました。

令和5年度西部農村女性会議定期総会が8月3日に高崎市の群馬県高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が出席されました。

令和5年度群馬県農業会議の第5回常設審議委員会が8月16日に前橋市のJ Aビルで開催され、丸山会長が出席されました。

報告は以上です。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。農地法第3条の規定による許可申請案件2番ですが、○○7筆、 受け人が以前から耕作されておりますので、所有権移転贈与ということですが、 問題ないと思います。

続いて、5番の7筆、これは5条の10番に関連する地上権設定であり、区分地上権設定案件です。問題ないと思います。

それから、6番、この案件は○○の山間地で耕作されていないところでありますが、売買ということで、これから耕作されることと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の1番です。これは、面積も少ないのですけれども、隣の畑の人が買うということで問題ないかと思います。 以上です。

議長ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法第3条関係の7番です。この場所については、 県道の隣と、それから取付け道のところで、南側には5mの傾斜面があるので すけれども、ほかの耕作地には問題ないと思いますので、お願いいたします。

議長ほかにありますか。

8番。

8番委員 農地法第3条の申請の4番です。○○の字○○というところですけれども、これは5条9番のほうに出てくるのですけれども、地上権設定ということでありまして、現地を見に行きましたら、大分きれいにならしてありまして、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法3条関係の3番です。申請農地につきましては、譲受人の敷地に隣接している土地でありまして、周辺農地は高齢化等により手が入っておりませんので、譲受人が除草したり管理しているような状況になっております。結構遠くのほうのお墓の除草までして、鹿対策にもなるということで、結構広く手が入っていないところを除草しております。それで、取得後の農地につきましての管理なのですが、当人が野菜や果物を農協や直売所へ卸して、出荷して順調に成果を上げている経営状況なので、土地利用についても効率よく利用されることと考えております。審査の参考にしてください。よろしくお願いします。

議長ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。農地法3条の規定の申請に係る5番。先ほど10番委員さんが説明 していただきました。それと一緒なのですが、5条の10番に関する地上権設 定の申請であります。特に問題はないです。よろしくお願いします。

議長 14番。

14番委員 14番です。農地法第3条の許可申請の5番です。先ほどと同じように、5条 の10番、地上権設定ということで、特に問題はありません。

議長ほかにありますか。

委員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したい と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に6番の1件、2班に4番と5番の2件、3班に1番から3番と7番の4件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の1番です。これは、以前の○○の○○ のところを市が買ったのです。そこのところのほんの一部なのですけれども、 この場所は下が碓氷川、上は国道側の平らなところで、これ傾斜地だったのです。そのために、段々畑が細長く残ったところです。問題ないと思われます。

議長ほかにありますか。

委員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、8月21日に実施しました申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電案件に係る5条の申請7件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見られませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和5年8月25日 提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の11 件及び議案書6ページ記載の計画変更2件の計13件です。受理した申請書は、 農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の1番と3番です。1番は3種農地で、 東は太陽光であり、また北側は1m以上の高い道であるので、これは問題ない と思います。

> あと、3番です。これも3種農地であり、周りはもう既に住宅地でありまして、 これも問題ないと思われます。

以上です。

議長ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の2番です。この案件は、資材置場となっておりまして、面積もそう多くないと思いますので、問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。 以上です。

議長ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号、農地法5条の9番です。先ほど出ましたけれども、○○というところで、ちょっと小さな扇状地みたいなところなのですけれども一時転用で営農型太陽光発電ということですので、問題はないと思われます。ただ、この中で太陽光発電の営農型なのですけれども、下でカボチャを作る、○○さんがということですので、何か今日来ているということですので。

どんな方法で作るのか、後でちょっと確認してみたいと思います。

以上です。

議長ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第3号、農地法第5条の8番です。これは、周辺は田と畑、 それから耕作放棄地でありまして、周辺に迷惑はかけないと思われます。道路 にも面しておりますので、大丈夫だと思われます。よろしくお願いします。

議長ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の5番、6番、10番です。

5番につきましては、今年の2月に建売分譲用地ということで許可を受けた土 地で、所有権移転売買ということでございます。これについては、特に問題な いと思われます。 6番につきましては、北南に住宅がある、挟まれた土地なのですけれども、道 を挟んだ西側には既に太陽光発電ができておりまして、周辺の農地もほとんど つるが巻いているような荒れている土地で、特に問題ないと思われます。

10番につきましては、3条で出ていました営農型の発電用地でございます。 これは、しっかり管理されておりまして、特に問題ないと思われます。よろし くお願いします。

議長ほかに。

10番。

10番委員 10番です。農地法第5条の規定による許可申請案件の10番です。これは、 いわゆる賃借権設定の条件変更でございまして、譲渡人と譲受人の法人との契 約が、事業継続が決定したため、賃貸借契約でございます。 以上です。

議長ほかに。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、5条の7番です。現状を見ましたけれども、市道を挟んでぐるりと宅地に囲まれていまして、畑もきれいにトラクターで起こしてありまして、2種農地ということで問題はありませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 3番。

3番委員 3番です。5条関係の11番なのですが、これは3条関係の7番と同じなので すけれども、その中で今日、これは呼び出しが出ているそうなので、そのとき にまたお話しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第3号、農地法5条の4番になります。こちらは、 周辺は宅地化が進んでいる地域でありまして、周辺農地への影響はないと考え られます。審議の参考にお願いします。

議長ほかにありますか。

委員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい と思います。 なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に3番から8番の6件、2班に9番と10番の2件、併せて計画変更1番と2番の計4件、3班に1番と2番と11番の3件、以上合計13件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:57)

(書類審査)

(再開午後 2:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番、5番と6番及び7番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号4番、5番の案件申請者から説明を求めます。 (議案第1号4番・5番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番・5番申請者 お世話になっております。○○の○○と申します。日頃大変お世話になっております。

今回、去年認可をいただいております営農型太陽光発電の件に関してお話をさせていただければと思っております。申請内容としては、もともと○○が事業主として営農型太陽光をやっていくというところだったのですけれども、こちらはちょっと会社の判断として、新しく○○様という会社様に事業を譲渡するような形を取らせていただければと思って、今回申請のほうをさせていただいております。○○さんとは、もう七、八年ぐらいのお付き合いで、太陽光をたくさん持たれている○○の会社になります。

今回、恐らく懸念されているというか、大変おわびをしなければならない点としては、去年の4月に認可をいただいているにもかかわらず、工事がなかなか着工できなかったという点です。深くおわび申し上げます。こちらは、言い訳になってしまうところは大変あるのですが、取り急ぎの話とすると、認可をい

ただいた当初、まずロシアの戦争が始まりまして、世界情勢が急変をしてしまったのです。何が起こったかというと、私どもの太陽光発電事業、この物価が一気に上がってしまったというところが、一番の今回遅れた原因になります。金額でいうと、当初大体2,000万から3,000万円ぐらい値上がりをしてしまったというところで、会社の判断としてちょっと見送ろうという、ちょっと待とうということがありました。

商社に問い合わせて、年内には恐らく落ち着くと、価格が戻ってくるというところで、年内は待とうというところで11月ですかね、11月から12月ぐらいにやっと価格が戻って、では工事進めようとなったときに、弊社のほうで発注をしたのです。発注をしたら、今度は納期、これが、同じことが世界で起きているもので船がないと。納期が約半年かかるというところで、そこで発注はかけたのですけれども、納期としては5月です。ちょうど3か月ぐらい前ですかね、やっと納品ができたというところになります。

5月から8月、この3か月あるのですけれども、これも言い訳になってしまうのですが、4月、5月、6月というのが太陽光業界で一番工事が多い時期なのです。自社の工事より先にお取引様の工事というところで、今回自社でやる安中の事業はちょっと後回しというところになってしまいまして、やっと8月に着工をしております。

今後の見通しとしては、今ちょうど工事を進めているので、大体9月に半分終わります。10月に、もう半分が終わるようなイメージになります。という今、ちょっと工事が遅れた原因をお話しさせていただきました。ちょっと苦渋の決断だったのですが、できる限りやらせていただいております。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

17番委員 では、まず17番から。

本日はどうもご苦労様です。今、遅れた原因・理由というのはお聞きしましたが、こういうことであれば、事前にわかっていたことであれば、当委員会のほうにもその旨をまず申し出ておいていただければ、我々としてもまた対応違ったのかなと思いますので、以降こういうことがある場合には、ぜひ事務局に一報するだけで結構ですから、おおむねの計画変更を伝えておいてください。

4番・5番申請者 承知しました。

17番委員 それと、今の説明で9月、10月に太陽光を設置するというお話ですね。そう

すると我々の立場からすれば、太陽光ありきではなくて農作物ありきの太陽光 なので、順番が逆なのですね。そうすると、今年はカボチャが作付できたわけ ですね。

- 4番・5番申請者 できていません。
- 17番委員 だから、できたわけですよ、やろうと思えば。
- 4番・5番申請者 はい。
- 17番委員 それをやらなかったわけですよね。
- 4番・5番申請者 はい。
- 17番委員 これはマイナスです。ですよね、分かりますよね。
- 4番・5番申請者 はい。
- 17番委員 ですから、これも含めて今後、○○さん、○○さんは、安中市の中でも実績のある会社ですので、お互いに信頼関係の中でやっていきたいと思っておりますので、こういうことのないように、アクシデントはどうしてもあると思うのですけれども、あったら事務局に一報しておいてください。今後の計画の予定を伝えておいてください。

以上です。

議長ほかにありますか。

16番。

- 16番委員 16番です。営農型ということで、カボチャを栽培されるということですけれ ども、この栽培方法と、それから栽培されるカボチャの品種、それとこれ営農 型ですので、販売をして経営していかなければいけないですね。それについて のご説明をお願いします。
- 4番・5番申請者 はい、承知しました。

今、ちょうど1区画だけ先に太陽光を設置して作っている箇所があります。○○にある太陽光、営農型のところなのですけれども、栽培方法としては空中栽培、これをやっております。なぜかというと、太陽光というのは、太陽光のパネルの下に架台というものが組まれておりまして、その架台をうまく活用できないかなというところで、実験的にちょっとやってみようということで、今回空中栽培のほうを進めていきました。

品種としては「栗っぷち」、ちっちゃいミニカボチャになりますけれども、こちらでやってみようということでやった結果、こちらはすごくきれいに、あと 黄変がやっぱり空中栽培はないので、すごくきれいなものができて、ちょうど 目の前の○○さんに先ほど出荷をさせていただいた次第でございます。○○さんにちっちゃいカボチャを出荷させていただいています。

今回やらせていただいた中で、一番被害があったのが、収穫前に鹿にやられてしまいました。これもやっぱり対策をちょっと考えなければならないところで、 出荷の見込みは500キロだったのですけれども、半分近く食い荒らされてしまって、結局300キロになってしまいました。

今後の見通しとして、全ての今回やる10区画、今やっている1区画も合わせた10区画、全て空中栽培でやっていく所存でありまして、品種としてはミニカボチャだけではなくて、今度普通の大きさのカボチャ、これ実験では成功したので、恐らく実が落ちないできれいにできるという見込みがありますから、これを半分半分ぐらい見込みで進めていければというふうに思っております。販路としては、安中市内の直売所プラス○○にある○○様、ご存じですかね。○○さんの結構いろいろ野菜とかを加工されている会社さんなのですけれども、そちらでトン単位でやり取りをしていくような動きで、打合せというか、下打合せは終わっております。ですので、ここはそちらに大きく、まとめては○○さん、あとは直売所だったり、いろんなところで販路を作っていければなというふうに思って進めております。

議 長 よろしいですか。

16番委員 はい。

議長ほかに。

8番。

8番委員 8番です。聞きたいのですけれども、営農型の地上発電ですか、フェンスがな しということ。それから、土地造成の計画もなしと。今現状あるところの土地 の上に営農型の足をくっつけてやるよと。今の話聞いていると、カボチャをや るところについては、要は天空カボチャといいますけれども、そんなふうな作 り方をするよという話でよろしいですか。

4番・5番申請者 はい、そのとおりでございます。

8番委員 今、鹿にやられたという話をしたので、私の経験から、鹿はカボチャみたいな葉っぱの表面にとげのあるような葉っぱは食べません、多分。それは、多分ですけれども、アライグマとか、それからハクビシン、そういったものが実をやったのではないか。あとは、地上に生えているものはイノシシがやります。甘いものは、熊さんが来ます。

- 4番・5番申請者 熊が出たという報告をいただいているので、あの辺で。もしかしたらと 思うんですが。
 - 8番委員 熊はたくさん今いますから、少なくとももし作物を作るのであれば、フェンス は作ったほうがよろしいのではないかなということを提言しておきます。
- 4番・5番申請者 ありがとうございます。
 - 8番委員 せっかくそういった3年で地上権設定して作るのであれば、そういうことをしないと、何も収穫ができなかった、被害ばかりだったよということになると、その後の3年なり4年というのは多分なくなってしまうのではないかなと思いますので、ぜひそんなことも頭の片隅に入れてください。よろしくお願いします。
- 4番・5番申請者 はい、ありがとうございます。

議 長 15番。

- 15番委員 15番です。工期が遅れた理由というのはいろいろ説明されたのですが、これは一般的なことで納得していいのかどうかというのもあるし、それとあとこの事業を引き継ぐことになったという、この辺が法的に我々のほうも、これが協議の結果となっていますけれども、あなた経営者かどうか分かりませんが、事業を引き継ぐ理由というのがよく分からないのですけれども。
- 4番・5番申請者 率直に言うとビジネスです。
- 15番委員 そんなビジネスなんて横文字使ったって、ますます分かりません。
- 4番・5番申請者 弊社のお客様が、まずお取引先として大きいお取引先様なので、今まで何十億までいかないけれども、何億も太陽光を買ってくださっているお客様というところで、大きなお客様というところがまず大前提にあって、そのお客様が新しい太陽光を探している。しかも営農型でどこかないかというお話をいただいている中で、この安中にある営農型の太陽光を会社としてどうですかというふうに勧めて、これだったら、ここだったらいいねということで、購入していただくような形になりました。
- 15番委員 だから、工期が遅れた理由は、確かに値上がり、2,000万円から3,00 0万円ってどういう内容の値上がりだか分かりませんが、船便がない。一般的 ですけれどもね。これはどっちの、継承者が判断したのか、継承する前の人が 判断したのかと。要するに、その辺でタイムラグが生じたのか。その辺の説明 が、簡単にビジネスですとかね。要するに、協議の結果って、それはおたくら の勝手な都合ですよね。

- 4番・5番申請者 すみません。ちょっと理解できないのが、今工期が遅れてしまった理由 のお話ししたと思うのですけれども、それとはまた別な話になると思うんです ね。事業主さんが替わるというのは。事業主さんが替わるというお話が出たの は、3月から4月ぐらいなのです。どこかないの、○○さんから、どこか営農型で太陽光ないのというお話いただいていたのが3月から4月なのです。なので、我々としては発注をした後。我々としては、もともとは自分のうちというか、○○でやろうとしていたのですけれども、そういうお話が3月、4月にあったので、それではどうですかというお話をして、今回事業主のほうを○○から○○さんに変更させていただく申請をしている内容なのですけれども。
- 15番委員 全くもって分かりません。
 - 議長 ちょっと15番さん、これちょっと個人的な見解になるので、すみません。多分皆さんは、あらかた理解しています、今の内容で。分かりますよね。彼は〇〇と、前の申請をした。
- 4番・5番申請者 ○○です。
 - 議 長 ああ、○○。前の申請をした方で、今度の継承者ではないです。継承者の代わりに来ているので、両方の主張が分かっていると。
- 4番・5番申請者 はい。
 - 議 長 彼は、最初自己紹介したときに言ったように、〇〇の方なのですね。当初受けているのは〇〇で、〇〇が材料が間に合わなくて、納期が遅れている状況をつくったのは〇〇ですと。その状況のまま、今この〇〇というところが事業継承をしているのです。ですよね。
- 4番・5番申請者 おっしゃるとおりです。
 - 議 長 あとで、ちょっと説明して。
- 15番委員 いや、だけれども、こういうことは今後あり得ることですよね。簡単に協議の 結果と、そんなの私ら関係ないですよ。協議の結果と、どういう協議をしたか と、ここに理由書なのだから書くべきではないでしょうか。そうすれば、作付 ができないとか、その辺も明らかに、法的に明らかになってくる。
- 4番・5番申請者 作付に関しては○○、下は全部、農業は○○でやらせていただくので、 そこは変わっていないのですね、もともとの申請から。上の太陽光の部分が変 わる。
- 15番委員 分かりますよ。だけれども、何か作付できなかった責任は、何か空中分解したというか、全然責任の所在が誰も取らないということに、今のお話だと。

- 4番・5番申請者 作付できなかった原因は、やっぱり○○、我々にあります。しっかり今回の工事、工事が結構宙ぶらりんになったのです、今回。入れるの、入れないのと。
- 15番委員 だから、今後のことを考えると、その辺をはっきりこの理由書に述べる、書くべきではないかということを私は言いたいのです。おたくが安中市内でいろいろやっているのだったらなおさらのこと、そんな簡単に協議の結果なんて勝手なことを言われても、この委員会としては認めるわけにいかないと思うのです。 私個人の意見かもしれないですけれども。
- 4番・5番申請者 いえいえ、重く受け止めます。
- 1 5 番委員 それをビジネスだとか言われてしまったら、何も答えようがないですよね。それだけ、はっきりと言わせてもらいたいということです。
- 4番・5番申請者 承知しました。
 - 議長ほかにありますか。
 - 委員 なし。
 - 議 長 なければ打ち切ります。

どうも説明ご苦労さまでした。

4番・5番申請者 どうもありがとうございます。

(議案第1号4番・5番案件申請者退出)

議 長 次に、議案第1号6番案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号6番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

6番申請者 ○○と申します。基本○○なのですけれども、○○のほうに家を買って、畑をこっちでやりながら○○へ戻ったりするような生活をして、畑をやって、今回も畑を約一反増やそうかなと思って申請しました。

作物は、基本的にカボチャをメインにやって、後々いろんなものに手を出していこうと思っているのですけれども、今家族で○○名義で4反買って、今回は自分名義で1反やろうと思っているのですけれども、4反のほうはどちらかというと梅林を、梅の木を切って畑にする作業をやっていて、そこで何か作付ができそうもないので、梅林をきれいにして、ちょっと畑でできる状態に今しているところで、土は肥やしながら作物が育つように、なるように、今段取りしている感じです。

議 長 よろしいですか。

6番申請者 はい。

議 長 申請者の説明が終わりました。 質問のある方はお願いします。 12番。

12番委員 12番です。どうもお疲れさまです。今回の申請の土地の担当ではないのですが、ご本人の○○の名義で土地を買ったほうの担当なものですから、それで時々畑の様子見させていただいているのですが、話はちょっと変わってしまうのですけれども、○○の住所で、先ほどお話があったのですけれども、いらっしゃるということは、こっちにまた住所をまだ移さない状況でいるのは、安中市の移住補助金という制度を受けられるために、あと1年ちょっとは、○○に5年以上住んでからの移住があると補助金が受けられるという規定があるために、それに合わせるように日々送られているということで、まだ住所は○○のまま。

6番申請者 そうです。

- 12番委員 それが済めば移動するということで、地元とすると、御覧になっているように 手が入らない農地なんかあるところで、所有者が地元にいなくてちょっと離れ たところに行ったものですから、弱ったなと思っているところを買っていただ く方ができて、非常に喜んでいるところで、熱心にカボチャを作っていただけ るということで楽しみにしているのですけれども、なかなか大変なところで、 半分ぐらいは梅の古木が生えているところで。
- 6番申請者 はい、そうです。
- 12番委員 ただ、挑戦したのは1本ぐらいですかね、まだ。切ったのは。
- 6番申請者 いや、6本。
- 12番委員 そうなのですか。道側のところに切ったものが、お持ちくださいというメモを つけて、1本ぐらいかなと思ったのですけれども。
- 6番申請者 いや、去年の暮れからやっているので、切り株は冬にいっぱい持っていってもらえるので。
- 12番委員 ああ、そうですか。
- 6番申請者 細いのがずっと残っています。
- 12番委員 表から見て、ちょっと進んでいないのかなと思って、今朝もちょっと見てきた のですけれども、そのまんまのところが多いなと。まだ半分ぐらいは手つかず でいるので、そういう中で、あと○○から通われて対応されているので、一生 懸命やられているのは分かるので、大変だな、どのくらいかかるかなと見てい

たところへ、ほかの地区にまた買われるということで、その辺の計画といいますか、今度手に入れられるところはやはり梅畑だったのですけれども、抜根しているような状況。もう御覧になっているかと思うのですが、きれいになっているところで、そういうところにも、それで機械を見ますと、〇〇のほうで持っている機械とそのままそっくり同じなので、〇〇のほうへ使うと。使うといったって、チェーンソーだとか枝チッパーは〇〇のために用意したのだと思うのですけれども、その辺の工程を、計画といいますか、どういう流れで、〇〇のほうを多く手放しにされてしまうと心配かなと思っている中で。

- 6番申請者 ああ、それは。
- 1 2番委員 ○○から通うのと、大変だなと思っているのですけれども、また土地を手に入れると○○のほうが手薄になってしまうかなと思って。
- 6番申請者 それは、○○はさっきも言ったように、ちょっとどっちかというと木を倒しているのが多分仕事だと思っているので、まず雑草を生やさないようにしているのですけれども、それをやって取りあえず土地をというか、トラクターが入っていける状態にしたくて、端っこはもう手がつかなかったら梅を残そうかなとは思っているのですけれども、その状態にしている間に、今年とか多分来年も○○の畑は何か植えたりどうだりというのは難しい状態になると思うので、取りあえずそこで、新しいところで作物を作ろうかなと思っています。
- 1 2番委員 なるべくというか、積極的に先に買ったほうを力を入れて、手薄になってしまうと、今度はほっておかれて、次々どんどんいいところへ行ってしまうよというので、○○よりも、住むことも○○ではなくてほかへ住みますよということになると、応援しているものですから、ぜひ成功してもらいたいなと思っているものですから、そこら辺手抜きのないように。

あとはチェーンソーと枝チッパーと、梅の畑というのは根が残るのですよね。 根が残るというか、残して使ったほうが間違いなく管理できるので、そこら辺 のところ抜根する予定というのは、根までちゃんと抜く予定なのですか。

- 6番申請者 いや、まんまで。
- 12番委員 まんまでやる。
- 6番申請者 まんまで、そこを畝にしようと思っているので。
- 12番委員 ああ、はい。
- 6番申請者 きれいに真っすぐ立っているので、横はトラクター入れるから、木のところを、 木が真っすぐ立っているところを上だけ切ってしまって、根はそのままにして。

- 1 2番委員 ああ、分かりました。ほかの梅畑を切ったのと同じような状況で、周りを見て も株が残っているところがあると思うのですけれども、そういう中で作ってい るところもあるので、状況は分かりましたのですが、行って見ている中で、挑 戦して、黄色い花が草の中に見えたからカボチャを植えたということですかね。 カボチャは植えなかったのですか。
- 6番申請者 奥ですか。
- 12番委員 梅のほうではなくて、半分はちゃんと畑の状況であったわけですけれども。
- 6番申請者 4分の1ぐらいですけど。はい、植えました。植えたけれども、あっという間 に鹿にやられてしまいました。
- 12番委員 やられましたか。
- 6番申請者 はい。
- 12番委員 一応そういう、それも勉強していただいて。
- 6番申請者 そうですね。そういうのも含め、次は柵立てて。
- 12番委員 ああ、そういうことね。
- 6番申請者 ちょっと、あそこだけは何か植えようかなとは思っています。
- 12番委員 あの辺はというか、イノシシ、鹿とか、ほかのも出ますので、これ対策を講じて。
- 6番申請者 猿さんも出る。
- 12番委員 いろいろ出るものですから、動物園みたいな。
- 6番申請者 家に猿が来て、昨日、おととい来られて、今日あっちの農林課ですか、行って いろいろ話をしました。
- 12番委員 分かりました。では、そういうことで、地元とすると期待して、応援している ので、ぜひいいほうばかり行かないで、よろしくお願いします。
- 6番申請者 秋、9月過ぎたら、ちょっと○○のほうの○○が来て、いろいろ一緒にやるという話なので。
- 12番委員 ああ、そうなのですか。では、ぜひよろしく。
- 6番申請者 その辺も含めて、よろしくお願いします。
- 12番委員 ありがとうございました。すみません。
 - 議長ほかに。
 - 10番。
- 10番委員 10番です。今度こっちの安中市の○○の土地を購入されたと思うのですけれ ども、カボチャを作るということなのですけれども、12番委員さんがおっし

ゃったとおり、あそこの山の中は熊が出て鹿が出て猿が出てイノシシにアライグマと、もういますから、その辺をよく考えて防護柵、そっちに金かけないとカボチャできないですから、十分その辺を対策して頑張ってください。よろしくお願いします。

6番申請者 はい。そういうのをやるために、いろいろやっていかないと分からないと思い ますので。

議 長 16番。

- 16番委員 16番です。去年の7月、○○のほうで申請をされた際に、トラクター購入予 定ということで、そのトラクターというのが今回こちらのほうに記載されてい る小型トラクターということですよね。
- 6番申請者 はい。
- 1 6 番委員 そうしますと、そのトラクターというのは、いつも○○のほうに置いておかれるということですか。
- 6番申請者 畑のときもあるし家のときもあるし。トラックで乗っけてきてるんで。
- 16番委員 トラックで、○○から○○まで移動して、ということですね。
- 6番申請者 はい。
- 16番委員 では、トラックの大きさは。
- 6番申請者 2トンです。
- 1 6 番委員 2 トンですね。はい、分かりました。そうですね、大丈夫ですね。 カボチャとキウイを栽培されるということで、カボチャというのは○○のほう でも栽培予定ですよね。
- 6番申請者 そうですね、僕○○でずっとカボチャやっていたので、それでカボチャというだけの話なので、実際は違うものもやりたいなと。
- 16番委員 ああ、そうなのですか。
- 6番申請者 カボチャがメインでやりますけれどもね。やったことあるので。
- 16番委員 その作られる規模といいますか、今回5,000平米カボチャと書いてあるのですけれども、そんなに作られるのですか。どういう目的で、販売目的なのか、 あくまでも家庭菜園の延長でやられるのか。
- 6番申請者 販売半分の、あと僕○○に店があるので、そっちで使ったりとか、そういうことを色々考えています。実際カボチャとは書いていますけれども、カボチャ1本にはならない。
- 16番委員 ほかにも。

- 6番申請者 やりたいなと思います。
- 16番委員 販売先、半分は販売ということですけれども、その販路というのはもう決められているのですか。
- 6番申請者 一応あります。
- 16番委員 ああ、ありますね。
- 6番申請者 ちょこちょこそれこそ今売ってきました、○○さんに。
- 16番委員 そうなのですか。では、あくまでも家庭菜園ではなく。
- 6番申請者 売る気ですね。
- 16番委員 就農ということでよろしいのですね。
- 6番申請者 就農、はい。
- 16番委員 新規就農ということですね。そうですか、分かりました。
- 6番申請者 それをちょっと、やったら農業をずっとやっていかなければいけないという状態には、僕も○○に会社あるんで、後々シフトしていくために、やっぱりこっちに週3か週4のシフトをどんどん増やしていって、今1カ月こっちにいるんですけれども、そういうバランスを取りながら、後々こっちで農業をしっかりやるための、自分ではステップだと思っています。いきなりもう来年からどうしようとか思っていませんので。
- 16番委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありますか。

委員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

どうも説明ご苦労さまでした。

6番申請者 ありがとうございました。

(議案第1号6番案件申請者退出)

議長 次に、議案第1号7番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号7番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

7番申請者 私、○○と申します。今回、ジャガイモを申請しているのですが、よろしくお願いいたします。説明が下手なのですけれども。

議 長 よろしいですか。

7番申請者 はい。

議 長 申請書の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。今、営農型の下でジャガイモを植え付けると言いましたけれども、 年間どのぐらい取れる予定でおりますか。

7番申請者 3トンぐらいの予定でいます。3トンから4トン。

3番委員 それは、売り先というのは決まっていますか。

7番申請者 売り先は、○○という○○がありまして、そちらに○○がありまして、○○の、そこら辺、そちらに卸すのと、あと高崎市場に私の後輩がいまして、持ってくればジャガイモは売れるよという説明を受けているので、そちらをちょっと当てにしているのですが。

3番委員 それで、ジャガイモについては大体3か月ぐらいで収穫できるのですけれども、 その後はどういうふうな形で、続けてジャガイモをするのですか。

7番申請者 ジャガイモは、連作はあまりよくないと言っているのですが、そこもちょっとまだ考えているのですけれども、私が作ろうと思っているのは十勝こがねというのを、○○さんという人がたくさん作っていまして、その人からちょっと種芋を入れて、ちょっと冬に卸す、ちょっとゆっくり育つ何か品種らしいので、ちょっとそういう説明を聞いている。私が作っているわけではない。私はキタアカリを作っているのですが。

3番委員 では、そういった形で、一応やるということですね。

7番申請者 はい。

3番委員 一応今まで案件の中で、ジャガイモというのはちょっと珍しいので、その中でいるいろご苦労願うと思うのですが、その中でいろいろと考えて、これからやっていただければと思います。

議長ほかにありますか。

9番。

9番委員 ジャガイモを作るということなのですけれども、これは大体年1回ですかね、 作るのは。

7番申請者 はい。

9番委員 そうですね。そうすると、ジャガイモを植えて収穫まで3か月ぐらいだと。そ の後というのは、管理はどうやっていきますか。

7番申請者 管理ですか。

9番委員 はい。

7番申請者 もちろんトラクターも持っていますので、トラクターの入る幅で作ります、もちろん。今持っているトラクターの。それちょっと大きめに、入り口の上下も高くするんで今回、本当は3m以上で作ろうと思ったのですけれども、トラクターもっと大型のが入るようにと。耕作して、ちょっと空いたら何か練習、まだ私も未熟者なので、練習でちょっとやってみたいことがあるので、いろいろ人から聞いたものをやっていこうと思っているところです。

9番委員 分かりました。農業をしている人がいないので、いろいろ試行錯誤しながらよりいいものを。期待していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

7番申請者 こちらこそよろしくお願いします。

議長ほかにありますか。いいですか。

委員 なし。

議 長 それでは、質疑を打ち切ります。 どうも説明ご苦労さまでした。

7番申請者 ありがとうございました。

(議案第1号7番案件申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:01)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:02)

議長それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1 班班長 1 班です。16番です。1 班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、6番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長2班。

2 班班長 9 番です。 2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、 4 番から 5 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を

全て満たしていますので、許可相当であります。 以上です。

議長 3班。

3 班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番と7番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。以上です。

議 長 報告が終わりました。 これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 举手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班 の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。 2班。

2 班班長 9 番です。 2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、 1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 举手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班 の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。 1班。

1 班班長 1 6 番です。 1 班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、3番から8番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2 班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から10番の2件と計画変更の1番、2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。以上です。

議長 3班。

3 班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番、2番と11番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班 の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用 集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いた い。

令和5年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の9件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 举手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に 基づき、農用地利用集積等促進計画について、安中市長より下記のとおり提出 されたので、審議願いたい。

令和5年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ記載の1件です。農地中間管理 事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

17番委員 17番から。これ農業法人なのだけれども、農業従事者が1人になっているの だけれども。 事務局 1人、法人です。

17番委員 ああ、そういうことね。

事務局 はい。福祉関係の団体で、昨年までは〇〇というような法人があったかと思うのですけれども、〇〇、法人の構成上、農業を定款の中でうたえないということで、いろいろと問題がありまして、農業に正式に参入するために農業法人、農地所有適格法人ですね、要件を満たすようなことで法人を設立したとのことです。

17番委員 ああ、なるほど。

事務局 実際の作業は、ですからそういった福祉作業所ですとかに依頼する。

17番委員 ああ、なるほど。はい、分かりました。

議 長 質問のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 举手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第8回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきありがとうございました。

時に午後 3時16分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに 署名捺印する。

> 令和5年8月25日 安中市農業委員会会長

> > 2番委員

15番委員

- :	26	-
-----	----	---